別表愛媛県の項甲種港湾の欄中「宇和島港　長浜港」を「宇和島港」に改め、同項乙種港湾の欄中「伊予港　松前港　堀江港」を「長浜港　伊予港　松前港」に、「長江港　前浜港」を「長江港」に改める。

別表高知県の項乙種港湾の欄中「あしずり港　三崎港」を「あしずり港」に改める。

別表鹿児島県の項甲種港湾の欄中「西之表港」を「西之表港　宮之浦港（屋久島町）」に改め、同項乙種港湾の欄中「波見港　大泊港」を「波見港」に、「宮之浦港（屋久島町）　浦底港」を「長島港」に、「島間港　屋久津港」を「島間港」に改める。

別表合計の項甲種港湾の欄中「百六十港」を「百六十一港」に改め、同項乙種港湾の欄中「五百五十七港」を「五百三十三港」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。